

土木学会北海道支部優秀学生講演賞授与規定

(平成21年4月 制 定)

(平成24年4月25日 一部改正)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部優秀学生講演賞（以下「優秀学生講演賞」という。）の授与はこの規定による。

(優秀学生講演賞の対象)

第 2 条 優秀学生講演賞は、北海道支部年次技術研究発表会において、土木技術や研究成果等について優れた講演を行ったと認められるものの中から選ばれる。

2. 授賞の対象となる講演者は、支部所属の学生会員とする。
ただし、大学院博士後期課程の学生を除く。

(選考委員会)

第 3 条 優秀学生講演賞を選考するために土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。
3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とする。
4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定・表彰の時期・方法)

第 4 条 優秀学生講演賞は商議員会において決定し、表彰は卒業までに行なう。